

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 高知県中土佐町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.4%
全職員	82.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	95.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	111.5%
31～35年	95.0%
26～30年	95.4%
21～25年	90.7%
16～20年	91.0%
11～15年	96.6%
6～10年	93.5%
1～5年	100.3%

【説明欄】

・本庁では、役職段階別の情報のうち「本庁部局長・次長相当職」区分については、該当職員が存在しないため「—」で表示している。
 ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約72.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	27.3%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	27.3%
本庁課長補佐相当職	44.0%
本庁係長相当職	58.8%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

III 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

勤続年数	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	0%	0%	—	—
1月超3月以下	100%	0%	—	—
3月超6月以下	0%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	0%	0%	—	—
12月超24月以下	0%	100%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

・会計年度任用職員については、該当職員が存在しないため「—」で表示している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.7時間/月

【説明欄】

・台風災害等による配備や、7月・2月に国政選挙、1月に町長・町議員選挙があったことで時間外が増加している月があるため、時間外が増えている。